改定	現行	備考
６．デジタル工事写真の小黒板情報電子化 受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。	**６．デジタル工事写真の小黒板情報電子化** 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 対象工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。	デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施する場合、監督員の承諾は不要に変更する。